

法令改正 !!

溶接ヒュームが

特定化学物質に なりました!!

(第2類物質)

Point!!

「溶接ヒューム」および「塩基性酸化マンガン」が、労働者に神経障害などの健康被害を及ぼすおそれがあることが明らかになったことから、

■「労働安全衛生法施行令」の一部を改正する政令

■「特定化学物質障害予防規則及び作業環境測定法施行規則」の一部を改正する省令

■「作業環境評価基準等」の一部を改正する告示

これらが、令和2年4月22日に公布及び告示^{*}されました。

これにより、金属アーク溶接等作業を行う際、様々な対応が義務付けられる事になります。

※

【関連政令・省令・告示】

・令和2年 政令第148号

・令和2年 厚生労働省令第89号

・令和2年 厚生労働省告示192号

【出典】厚生労働省

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku/seisaku-000010.pdf>



いよいよ施行・運用開始 !!
必要な準備を、今すぐ
チェック !!

GO!!



Check!

法改正に伴い必要となる準備 施行に向け、早めのご準備を!!

令和3年4月1日より
運用開始

屋内
作業

✓ 全体換気装置による換気

作業場の全体換気装置か、これと同等以上の措置が必要となります。



マツモト機械
「ヒュームゼロ FZ-2010」

アマダ「FCN」

日本ドナルドソン
「PT700」

新東工業
「PXN-II BFS」

✓ Point!!

全体換気装置・ブッシュプル式換気装置・局所排気装置等、様々な方式の装置が対象となります。選定においては、「空気中の溶接ヒューム濃度の測定」にて、定められた基準をクリアできる機器が必要となる為、**作業環境に応じた装置を検討する必要があります。**

令和4年3月31日までに
測定・調整が必要

屋内
作業

✓ 空気中の 溶接ヒューム濃度の測定

- ・新たな作業方法を採用しようとする時
- ・作業方法を変更しようとする時

労働者の身体に装着する試料採取機器等で測定し、結果に応じて換気装置の風量の増加等、措置を講じて再度測定する必要があります。測定結果は、アーク溶接等作業を行わなくなった日から3年間の保存が必要です。

作業環境測定機関一覧

【出典】

公益社団法人 日本作業環境測定協会
<https://www.jawe.or.jp/link/sokuteikikanichiran1.html>



※計測方法の具体的な基準が厚生労働省より告示されております。
詳しくは厚生労働省ウェブサイトをご確認願います。

令和3年4月1日より
運用開始

屋内
作業

✓ 床の掃除等

- ・屋内作業場の床等を、水洗等で容易に掃除できる構造にする必要があります。
- ・水洗等、粉じんの飛散しない方法で、1日1回以上の清掃が必須です。



イチネンケミカルズ
「アイコート」

※溶接作業をおこなう際は、床の塗装面に高温の鋼材が直接接触しないよう、ご注意下さい。



令和3年4月1日より
運用開始

屋内
作業

屋外
作業

✓ 呼吸用保護具の使用

屋内・屋外問わず、金属アーク溶接等作業を行う全ての作業場において、有効な呼吸用保護具が必要です。

**屋内
作業**
特に継続して金属アーク溶接等を行う屋内作業場においては、「空気中の溶接ヒューム濃度の測定」結果に応じて最適な呼吸用保護具の選定が必要です。

1年以内ごとに1回、定期的に呼吸用保護具が適切に装着されている確認を実施し、その記録を**3年間保存すること**とされています。

濃度測定 令和4年3月31日までに対応

フィットテスト 令和5年4月1日より開始



※厚生労働省より、「測定」と「保護具の選定」に関する基準が告示されました。詳細に関しましては、厚生労働省のウェブサイトをご確認願います。

令和3年4月1日より
運用開始

屋内
作業

屋外
作業

✓ 特殊健康診断の実施

溶接ヒューム及び塩基性酸化マンガンに関わる業務をする人に対し、雇い入れる際・配属の際と、その6ヶ月以内ごとに1回、医師による健康診断が必要となります。

※診断項目は、従来の「マンガン及びその化合物に係る項目」と同じです。

※併せて、金属アーク溶接等作業については、「じん肺法」にて義務付けられているじん肺健康診断も従来通り必要となりますので、両方の健康診断を実施する必要があります。



経過措置あり
令和4年3月31日までに準備

屋内
作業

屋外
作業

✓ 作業主任者の選任

溶接ヒューム及び塩基性酸化マンガンに関わる作業・業務を実施する際は、**特定化学物質作業主任者の選任**が必須となります。

作業主任者には、「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習」を修了した方より選任する必要があります。



その他、特定化学物質（第2類物質）を 製造・取り扱う上で、必要とされる各種規定

〔「労働安全衛生法施行令」
「特定化学物質障害予防規則」
の規定による〕

✓ 安全衛生教育



雇い入れ事・作業内容変更時に、
安全衛生教育が必要となります。

✓ 関係者以外の 立入禁止措置



作業場は関係者以外立入禁止にする
と共に、その旨を見やすい箇所に
表示しなければなりません。

✓ ぼろ等の処理



第2類特定化学物質に汚染された
ぼろ（ウェス等）・紙屑等については、
ふた・栓をした不浸透性の容器に
納める等の対処が必要です。

✓ 不浸透性の床



第2類特定化学物質を取り扱う設備
を設置する屋内作業場は、床を
不浸透性の材質にする必要があります。

✓ 運搬貯蔵時の 容器等の使用等



運搬・貯蔵時、化学物質が漏れ、
こぼれる等のおそれがないよう、
堅固な容器を使用するか、確実な
包装をしなければなりません。

✓ 休憩室の設置



作業場以外の場所に休憩室を設置し、
入室前の作業衣服・靴の付着物の
除去と、毎日1回以上の室内清掃が
必要です。

✓ 洗浄設備の設置



・洗眼、洗身またはうがいの設備
・更衣設備および洗濯の為の設備
これらの設置が必要となります。

✓ 喫煙 又は飲食の禁止



作業場での喫煙・飲食は禁止とし、
またその旨を見やすい箇所に表示
しなければなりません。

✓ 有効な呼吸用保護具 の備え付け等



必要な呼吸用保護具を作業場に
備え付ける事が義務付けられます。

Point!!

施行・運用開始直後は検査対応・注文が殺到し、各種
施策への対応に遅れが生じる可能性がございます。
経過措置がある物においても、早めのご準備をお勧め
します。また、法改正の状況により、各種対応必須
項目において内容の変更が発生する可能性がござい
ます。今後も厚生労働省からの情報をご確認願います。

■お問い合わせ先

